

子ども・子育て支援新制度に基づき 富良野市が条例で定める基準案について



市町村が条例で定める基準について

子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月から本格的な実施が予定されています。この制度により、市町村には新たな事務が発生することとなり、その事務を処理するための基準を条例で定めなければなりません。

富良野市が基準を定めるためにパブリックコメントを実施する条例骨子案

①地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

5人未満の家庭的保育事業、6人から20人までの小規模保育事業、事業所内保育事業等の認可基準を定めます。

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例骨子案

幼稚園や家庭的保育事業を行う事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準を定めます。

③支給認定の基準に関する条例骨子案

市が保育の必要性の認定をするために、保育が必要な事由や区分、優先利用などの基準を定めます。

④放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

学童保育の職員の資格や数についての基準を定めます。

新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」

- 認可：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
- 確認：利用手続きの説明や管理・運営等が給付対象施設として適格か。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	富良野市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	富良野市	
	家庭的保育		
	事業内保育		
	居宅訪問型保育		

「認可に関する基準」と「確認に関する基準」は富良野市が条例で定める必要があります。

①地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

		国の対応方針					富良野市の 基準案
	家庭的保育事業 (定員5人以下)	小規模保育事業(定員6人～19人)			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	
		A型(分園型)	B型(中間型)	C型(家庭的保育型)			
職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型・B型)と同様	0～2歳児1:1	国の方針どおり
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウントして可	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型・B型)と同様	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	国の方針どおり
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児室 保育室				—	国の方針どおり
	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 付近の代替地可	屋外遊戯場 付近の代替地可				—	国の方針どおり
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡			定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型・B型)と同様	—	国の方針どおり
		屋外遊技場の面積 1人3.3㎡(2歳児)				—	国の方針どおり

①地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

国の対応方針							富良野市の 基準案
家庭的保育事業 (定員5人以下)	小規模保育事業(定員6人～19人)			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業		
	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(家庭的保 育型)				
給食	自園調理 連携施設からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む					—	国の方針どおり
給食 設備	調理設備			定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備		—	国の方針どおり
給食 職員	調理員 (保育を行う子どもが 3人以下の場合、家 庭的保育補助者で対 応可)※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要				—	国の方針どおり
耐火 基準 等	基本的には上乗 せ規制なし	上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準 耐火建築物) (注)追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備				—	国の方針どおり
連携 施設	連携施設の設定が必要					連携施設の設定 は一律に求めな い	国の方針どおり
嘱託 医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能					—	国の方針どおり

①地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

事業所内保育事業の地域枠(従業員の子ども以外の託児)は、国として示す全国的な基準として、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村が地域枠を設けることができる仕組みである。

国の基準案		富良野市の基準案
利用定員数	地域枠	地域枠を設けないこととする。
1人以上5人以下	1人	
6人以上7人以下	2人	
8人以上10人以下	3人	
11人以上15人以下	4人	
16人以上20人以下	5人	
21人以上25人以下	6人	
26人以上30人以下	7人	
31人以上40人以下	10人	
41人以上50人以下	12人	
51人以上60人以下	15人	
61人以上70人以下	20人	
71人以上	20人	

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例骨子案

分類	国の対応方針	富良野市の基準案
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助 	国の方針どおり
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い) 	国の方針どおり
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等) ・記録の整備 	国の方針どおり
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等) 	国の方針どおり

③支給認定の基準に関する条例骨子案

【子ども・子育て支援法による認定区分】

年齢区分	保育の必要・不要	認定区分	利用できる施設
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定(1号認定)	認定こども園・幼稚園
	保育必要	保育認定(2号認定)	認定こども園・保育所
満3歳未満	保育不要	認定対象外	—
	保育必要	保育認定(3号認定)	認定こども園・保育所 地域型保育事業

※保育の必要性の認定の有無に関わらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

項目	国の対応方針	富良野市の 基準案
保育が必要な 事由	①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	国の方針どおり

③支給認定の基準に関する条例骨子案

項目	国の対応方針	富良野市の 基準案
区分、 保育必要量	<p>【保育標準時間(1日11時間までの利用)】 平均275時間/月(最大292時間・最低212時間)</p> <p>【保育短時間(1日8時間までの利用)】 平均200時間(最大212時間)</p> <p>【就労下限時間】 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。</p>	<p>国の方針どおり</p> <p>1ヶ月当たり48時間以上とする (現行、富良野市の保育実施基準では、最低の保護者の勤務時間4時間/日以上、週3日以上としているため、4時間×3日×4週/月=48時間)</p>
優先利用	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由 	<p>国の方針どおり</p>

④放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

項目	国で検討された基準の内容	富良野市の基準案
従事する者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童に遊びを指導する者」であって、研修を受講した者	国の基準どおり
員数	職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする	国の基準どおり
児童の集団の規模	児童の集団の規模はおおむね40人までとする	国の基準どおり
施設・設備	専用室・専用スペースの面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。	国の基準どおり
開所日数・開所時間	年間250日以上の開所、平日3時間以上(休日は8時間以上)の開所時間とする	国の基準どおり
その他	非常災害対策、虐待等の禁止、保護者・小学校等との連携、事故発生時の対応について定める	国の基準どおり

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者

○保育士○社会福祉士○高卒者で2年以上児童福祉事業に従事したもの○教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)○大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を修めて卒業した者○高卒者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市町村長が適当と認めたもの